


「防災重点ため池」の定義

1 新たな防災重点ため池の定義について

農林水産省は、新たな防災重点ため池を「決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池」と定義し、具体的な基準を次のとおり設定している。

- (1) ため池から 100m 未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
- (2) ため池から 100～500m の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量 1,000m³ 以上のもの
- (3) ため池から 500m 以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量 5,000m³ 以上のもの
- (4) 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの

※(1)～(4)の浸水区域については、貯水量と地形から推定、又は氾濫解析をもとに浸水想定区域図を作成し判定することが必要

 今回、ため池からの距離と貯水量に応じた定義に変更されるとともに、氾濫解析結果も踏まえ、防災重点ため池の再選定を具体的に判断するよう基準が見直されている。

2 従来の防災重点ため池の定義について

各県において定義が異なるが、熊本県においては、次のいずれかに該当するもので、市町村地域防災計画に位置付けることが必須事項となっていた。

- (1) 堤高が10m以上
- (2) 貯水量が10万m³以上
- (3) 決壊した場合に人的被害を及ぼす恐れがある農業用ため池